

東大阪市子ども・子育て支援事業計画  
別冊 中間見直し



平成30年3月  
東大阪市



## 目 次

第1章 事業計画の見直しについて	1
1 計画見直しの背景と趣旨	3
(1) 中間見直しの背景について	3
(2) 当初計画の基本理念の継承	3
(3) 計画期間	3
(4) 量の見直しと確保方策の見直し方法について	4
(5) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに関する アンケート調査	4
(6) 子育て支援に関する現地調査	5
第2章 子どもと子育てをめぐる現状と課題	7
1 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について	9
(1) 子ども・子育て支援事業計画開始後の社会環境の変化	9
(2) アンケート調査結果からみえる子ども・子育てをめぐる現状	13
第3章 事業計画の具体的な取り組み	17
1 教育・保育提供区域の継続	19
(1) 教育・保育提供区域の継続について	19
2 必要見込み量の算出方法について	20
(1) 中間見直しの対象事業	20
(2) 需要量の算出方法の概要	20
(3) 必要見込み量の概要	20
3 就学前児童の学校教育・保育について	21
(1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量等	21
(2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保方策の見直しについて	31
第4章 今後の展望について	35
1 今後の展望について	37
(1) 保育需要量について	37
(2) 就学前児童の学校教育・保育に携わる人員の確保策について	37
(3) 学校教育・保育の質の確保について	37

\* この計画は、策定時点（平成30年3月）の元号表記としています。  
今後、改元された際は新元号に読み替えるものとします。



## 第1章 事業計画の見直しについて

---



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品





## 計画見直しの背景と趣旨

### (1) 中間見直しの背景について

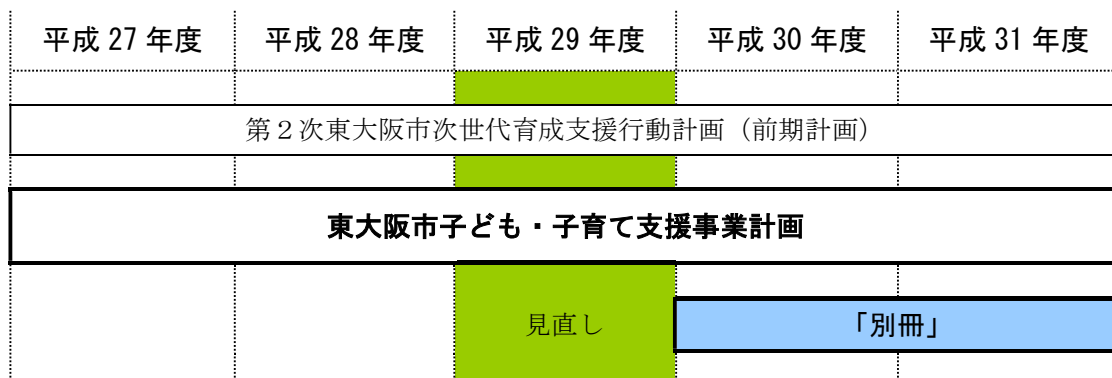
平成27年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年3月に「すべての子どもへ質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実」を図ることを目指して「東大阪市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。本計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画としており、国が定める基本的な指針において中間年である平成29年度を目安として、計画と実績に乖離がある場合は見直しが必要とされています。本市では、当初計画策定時から現在に至るまでの就学前児童の学校教育・保育の利用者数、待機児童数の実績値を鑑み、より現状に即した子ども・子育て支援体制の確保を図るため、計画の中間年に中間見直しを実施することにしました。

### (2) 当初計画の基本理念の継承

今回の事業計画中間見直しにおいては、当初計画の基本理念である『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』を継承し、引き続き、「すべての子どもへの質の高い教育・保育の提供と子育て支援の充実」の実現を目指して、当初計画の施策である「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援の拡充」に取り組みます。

### (3) 計画期間

子ども・子育て支援事業計画の計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。この「別冊」には、平成29年度に実施した事業計画の中間見直しによる、平成30年度、平成31年度の計画の変更部分を掲載します。



### (4) 量の見直しと確保方策の見直し方法について

計画の見直しにおいては、現行事業計画に記載の人口推計値等を、直近のデータを踏まえて再算出しました。また、量の見込みを見直す際に必要となる市民ニーズを算出するため、「子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに関するアンケート調査」を平成29年度に実施しました。

新たに算出された量の見込みをもとに、今後の確保方策の見直しを行います。

見直しの対象となる事業は、施設整備等により待機児童は着実に減少しているものの、平成29年度においても待機児童、未入所児童がいることから「就学前児童の学校教育・保育の提供体制」について見直します。また、当初計画の際にも大きなニーズ量が見られた「一時預かり事業」についても見直しを実施します。

### (5) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査の結果は、子ども・子育て支援事業計画の中間見直しのための基礎資料として活用しました。

これ以降、本文中では「アンケート調査」と表記しています。

#### ① 調査対象者

平成29年6月12日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5歳）から6,000人を無作為に抽出し、対象児童についてその保護者から回答を得ました。

#### ② 調査の方法・時期

平成29年6月22日に郵送による調査票発送を行い、平成29年7月14日までを期限に郵送によって回収しました。集計としては7月31までに市役所へ返信された調査票を対象としています。



■図表 調査の概要

	概要
調査地域	東大阪市全域
調査方法	調査は、郵送配布、郵送回収で行った。また市内保育施設（認定こども園・保育園・幼稚園等）を利用している保護者に調査に関するチラシを配布し啓発活動を実施した。
調査期間	平成29年6月22日～7月14日 （但し、平成29年7月31日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とした）
抽出方法	住民基本台帳に基づき無作為抽出。
調査対象	平成29年6月12日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5歳）
調査対象数	6,000件
有効回収数	2,439件
無効回収数	15件
有効回収率	40.7%

## （6）子育て支援に関する現地調査

計画の見直しを進めるにあたり、本市の子育て支援における現況をより具体的に把握するため、子育て支援センターの利用者や職員にインタビューを実施しました。

### （1）実施期間

平成29年12月8日から平成29年12月25日のうち7日間

### （2）対象者

- ①子育て支援センターに来場されている保護者
- ②子育て支援センター職員
- ③子育てサポーター

### （3）調査対象施設

市内子育て支援センター6箇所

### （4）調査方法

- ①子育て支援センターに来場されている保護者へのインタビュー
- ②子育て支援センター職員および子育てサポーターへのヒアリング

### （5）対象者数

子育て支援センターに来場されている保護者70名より回答を得ました。



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品

## 第2章 子どもと子育てをめぐる現状と課題

---



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品



## 1

## 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

## (1) 子ども・子育て支援事業計画開始後の社会環境の変化

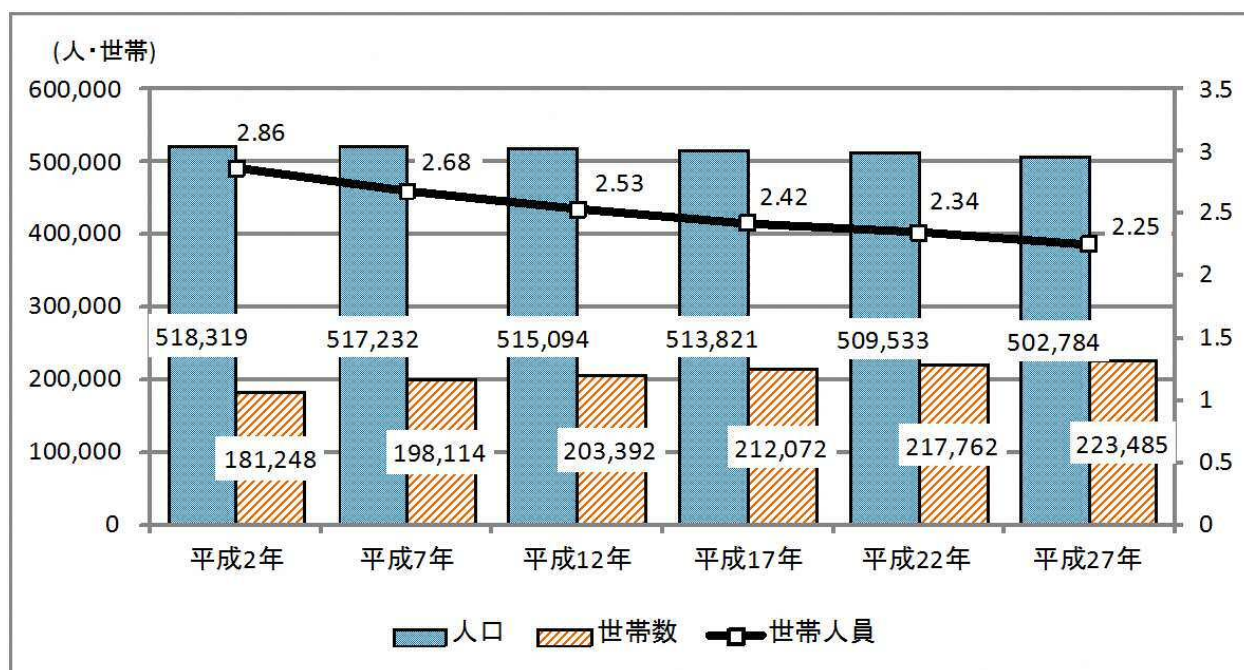
## ① 総人口の推移

## ● 総人口および就学前児童数推移

平成27年の国勢調査では、東大阪市の総人口は502,784人、世帯数は223,485世帯、1世帯当たりの人員数は2.25人となっています。

平成2年からの推移をみると、総人口は減少傾向となっていますが、世帯数は増加しており、その結果として、1世帯当たりの世帯人員は、平成2年の2.86人から2.25人へと減少しています。

■図 総人口及び世帯等の推移

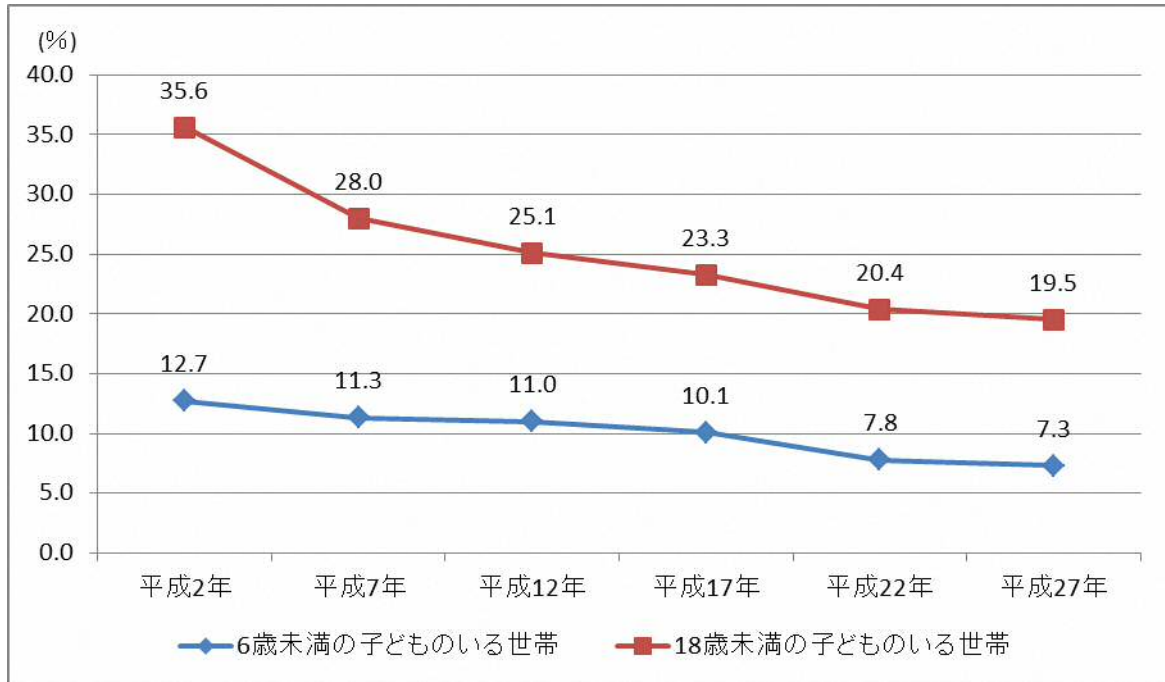


資料：国勢調査

● 子どものいる世帯

子どものいる世帯の割合は、6歳未満の子どものいる世帯も18歳未満の子どものいる世帯も減少しており、平成27年には、6歳未満の子どものいる世帯は7.3%、18歳未満の子どものいる世帯は19.5%となっています。

■図 6歳未満及び18歳未満の子どものいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

● 出生数の推移

出生数は、平成25年を除くと、おおむね年々減少傾向を示しており、1年間に生まれる子どもの数は、平成28年には3,423人と、平成24年に比べて325人減少しています。

■表 出生数の推移

(単位：人)

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
出生数	3,748	3,768	3,548	3,480	3,423

\* 平成24～平成28年(暦年)

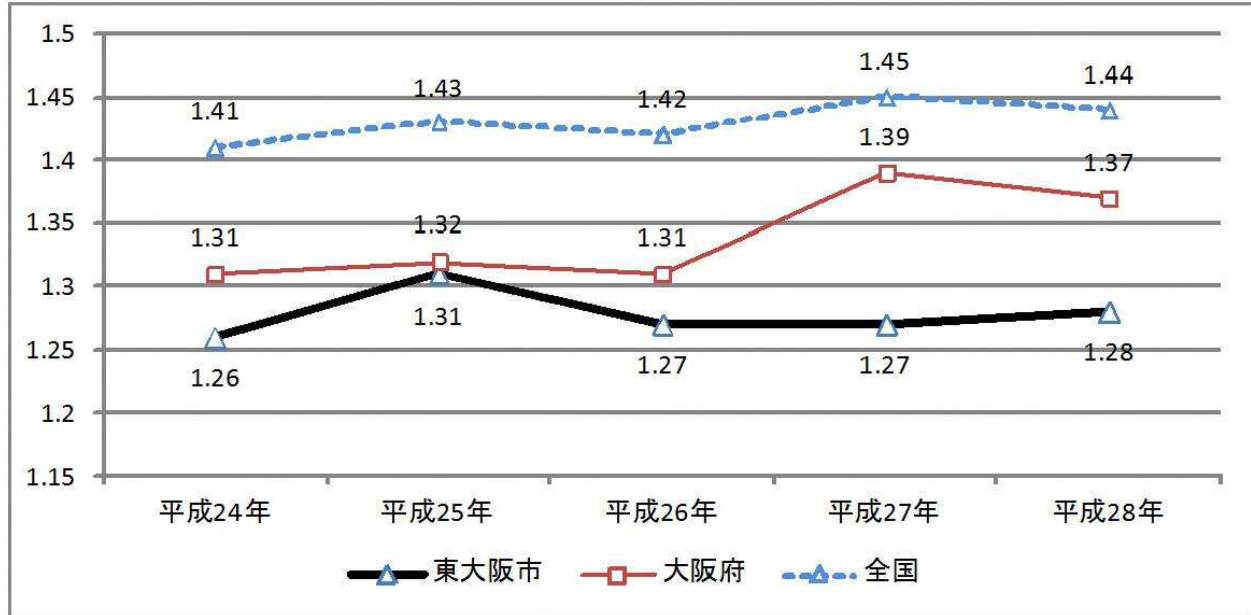
資料：保健衛生年報



● 合計特殊出生率の推移

全国や大阪府は、近年緩やかに回復傾向にあります。東大阪市では、国、府に比べて低い数値になっています。

■図 合計特殊出生率の推移（市・府・国比較）



■表 合計特殊出生率の推移（市・府・国比較）

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
東大阪市	1.26	1.31	1.27	1.27	1.28
大阪府	1.31	1.32	1.31	1.39	1.37
全国	1.41	1.43	1.42	1.45	1.44

\* 平成 24～平成 28 年（暦年）

資料：保健衛生年報

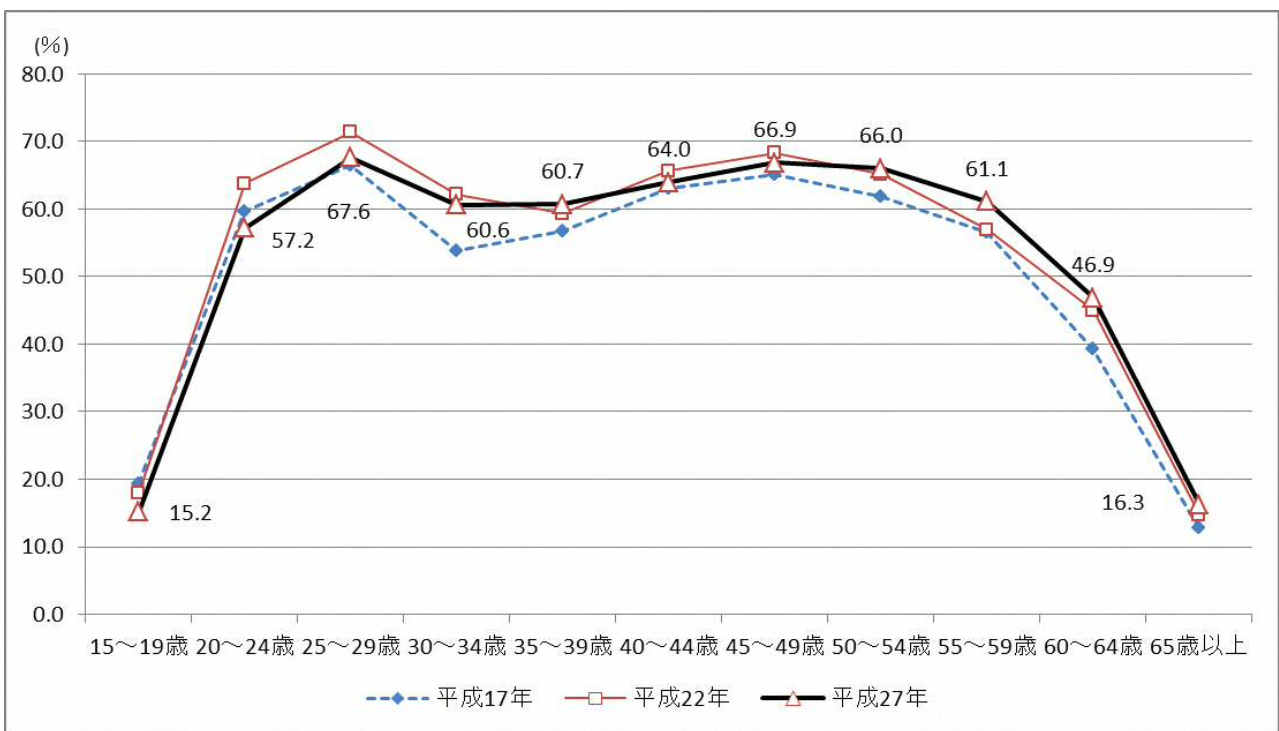
② 就労について

- 20歳代で、就労している割合が低下。50歳以上で22年よりも増加している。

平成27年の女性の労働力率をみると、25歳～29歳の67.6%が最も多く、年齢階層が上がるにつれて、緩やかに減少し、40歳～45歳でまた上昇に転じていきます。平成22年と比較すると、20歳から49歳までの年齢階層で、少なくなっています。

若い人の働く場や機会が、少ないことが影響していると推測されます。就労と子育ての両立を図るためにも、保護者が安心して子どもを預けることができるよう施設整備を行い、働く機会の創出を支援していく必要が生じています。

■図 女性の年齢階級別労働力率



資料：国勢調査

## (2) アンケート調査結果からみえる子ども・子育てをめぐる現状

### ①女性の就労状況

アンケート調査の結果から、母親の就業状況を見ると当初計画と比較してフルタイムで就労している方が7.3%増加し、パート・アルバイト等で就労している方は、1.5%増加しています。子育て世帯において働く女性が増えていることから、保育の利用を希望する方が増加傾向にあります。

■表 女性の就労状況

	当初計画	今回調査	増加
フルタイムで就労している (育休・介護休暇中を含む)	22.1%	29.4%	7.3%
パート・アルバイト等で就労している (育休・介護休暇中を含む)	22.6%	24.1%	1.5%
合計	44.7%	53.5%	8.8%

### ②母親が就労を希望する子どもの年齢の状況

就労していない母親が、就労を開始したいと考える子どもの年齢は、当初計画時と比較して3歳で12.9%、2歳児で2.3%増加しています。それに反して、6歳以上からの就労を希望する割合は14.1%減少しており、子どもが就学前の時期に働きたい方が増えています。

■表 母親が就労を希望する子どもの年齢の状況

	当初計画	今回調査	増加
1歳	2.9%	3.7%	0.8%
2歳	3.2%	5.5%	2.3%
3歳	21.4%	34.3%	12.9%
4歳	15.4%	15.7%	0.3%
5歳	4.7%	5.9%	1.2%
6歳以上	46.9%	32.8%	▲14.1%

### ③就学前児童数は減少傾向

就学前児童数は、平成25年の23,694人から年々減少し、平成29年には21,394人となっています。

■表 就学前児童数推移(0歳児～5歳児)

(単位：人)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
就学前児童数 (0歳～5歳)	23,694	23,119	22,620	21,969	21,394

各年3月31日現在

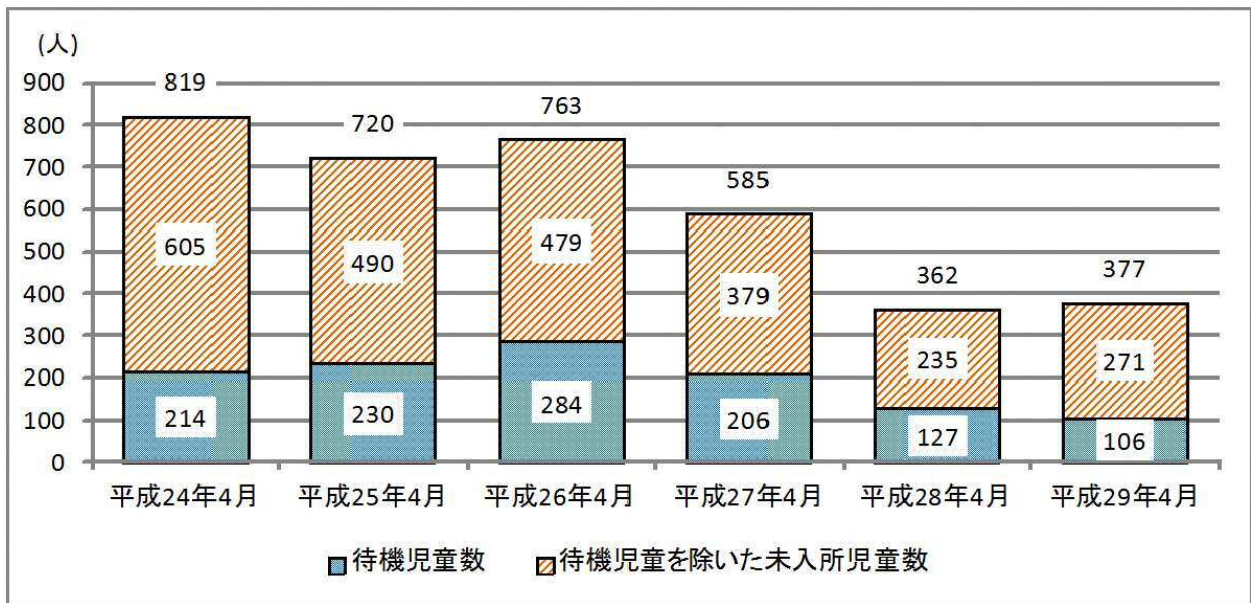
資料：住民基本台帳

④待機児童

待機児童数は、平成26年度まで増加傾向にあり284人となりましたが、平成27年度以降は減少傾向にあり、平成29年4月で106人になりました。待機児童の年齢別の傾向としては、ほとんどが0～2歳児となっております。また、未入所児童は、平成28年度まで減少していましたが、平成29年度には増加に転じ377人になっています。要因としては、社会経済情勢の変化を受けて、就労を希望する保護者が増加したことが考えられます。

本市では、待機児童解消の取り組みとして、平成27年度子ども・子育て支援新制度のもと、幼稚園の幼保連携型認定こども園の移行促進や小規模保育施設の整備をすることで、特に待機児童が多い3号認定（0歳児から2歳児）にかかる保育の受け皿の拡充に努めてきました。

■図 未入所児童数の推移



\* 平成24～平成29（各年）4月1日現在

■表 施設整備と待機児童数・未入所児童数の推移

(単位：人)

	施設整備による 3号定員増	待機児童数	未入所児童数
平成24年4月	10	214	819
平成25年4月	280	230	720
平成26年4月	30	284	763
平成27年4月	197	206	585
平成28年4月	285	127	362
平成29年4月	139	106	377

■表 年齢別待機児童数の推移

(単位：人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成24年	55	63	59	22	13	2	214
平成25年	61	91	45	26	4	3	230
平成26年	48	170	48	17	1	0	284
平成27年	16	76	79	33	2	0	206
平成28年	14	70	14	21	7	1	127
平成29年	13	76	11	4	2	0	106

\* 平成24～平成29（各年）4月1日現在

⑤就学前児童の学校教育・保育施設の変遷

認定こども園は、幼稚園と保育所（園）の機能や特徴をあわせ持つ施設であり、新制度以降、既存施設等からの移行を中心に、幼保連携型認定こども園を推進してきました。民間施設から幼保連携型認定こども園への移行は、子ども・子育て支援新制度が施行された平成27年度から30年度の4年間で、幼稚園から10園、保育所から25園が移行しています。また、幼稚園型認定こども園は、幼稚園から3園が移行しています。

小規模保育施設は、保育の需要が3号認定（0～2歳）に集中していることから、これらのニーズへの取り組みとして整備を進めてきました。小規模保育施設は、平成30年度で18園となります。

公立施設は、公立の再編整備計画に基づき、幼保連携型認定こども園2園、幼稚園型認定こども園1園を整備しました。

■表 就学前児童の学校教育・保育施設の推移

（単位：園数）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
民間	幼保連携型認定こども園	—	11	22	32	35
	幼稚園型認定こども園	—	2	2	3	3
	保育所	54	45	38	31	29
	幼稚園	22	18	14	10	9
	小規模保育施設	—	5	15	17	18
公立	幼保連携型認定こども園	—	—	—	2	2
	幼稚園型認定こども園	—	—	—	1	1
	保育所	12	12	12	10	10
	幼稚園	19	19	19	9	9

● 幼保連携型認定こども園

教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持つ施設です。幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所とが単一の施設として、小学校就学前の子どもの教育・保育・子育て支援を一体的に提供します。

● 小規模保育

地域型保育事業の1つで、0歳から2歳までの児童を対象とし、定員規模が6人以上19人以下の施設です。多様なスペースで比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。



### 第3章 事業計画の具体的な取り組み

---



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品



# 1 教育・保育提供区域の継続

## (1) 教育・保育提供区域の継続について

### ① 教育・保育提供区域の設定にあたって

当初計画では、教育・保育提供区域の設定にあたっては、本市の福祉・保健、まちづくりなどの単位となっている、リージョンと中学校区を基本としました。中間見直しにおいては、当初計画の考え方を踏襲し、利用実績の把握等については、中学校区を基準とし、供給体制の整備にあたってはリージョンを基準としてニーズへの対応をします。

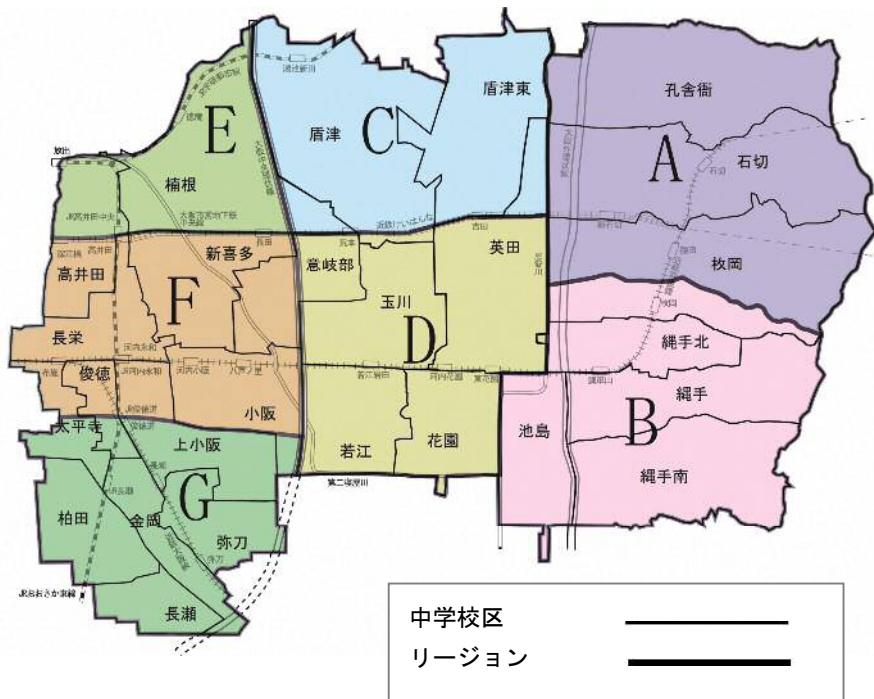
表 教育・保育提供区域

施設・事業名		対応方針
教育・保育施設	幼稚園、保育所（園）、認定こども園	利用実績の把握等については「中学校区」を基準とし、整備にあたっては7リージョンを基準とします。
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	

\* 教育・保育提供区域は、あくまで教育・保育施設等の確保に向けた需給調整に係る区域であり、通学区とは異なり、区域外への通園等は可能です。

■図：リージョン（A～G）

◆ リージョンとは、総合計画の地域別計画の中でまちづくりを考える目安としている範囲です。リージョンはいくつかの中学校区の集まりに近い範囲となっています。本市では利用実績の把握等については中学校区を基準とし、供給体制の整備にあたってはリージョンを基準として検討していきます。



※平成28年4月に俊徳中学校と太平寺中学校が統合し、布施中学校が創立されました。事業計画中間見直しにおいては、当初計画との比較をするため、旧中学校区で表記をしています。

2

必要見込み量の算出方法について

(1) 中間見直しの対象事業

中間見直しにおいては、待機児童、未入所児童を解消するため、「就学前児童の学校教育・保育の提供体制」また、当初計画においてもニーズが高い「一時預かり事業」について見直しを実施します。中間見直しにおいて対象となっていない事業は、当初事業計画の施策を継続して実施します。

中間見直しの対象事業

施設・事業	
教育・保育	1号認定（教育標準時間認定）* 2号認定（保育認定①（幼稚園）・保育認定②）* 3号認定（保育認定③）*
地域子ども・子育て支援事業	一時預かり事業（一般型（就労型・リフレッシュ型））

\* 認定とは、保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みです。“認定区分”には1号認定、2号認定、3号認定があります。1号認定とは満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どもが該当します。2号認定とは満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことです。2号認定の内、保育認定①は保育の必要性があり、かつ幼児期の学校教育の利用希望が強い人です。3号認定とは満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）のことです。

当初事業計画の見込み量で推移する対象事業

施設・事業（地域子ども・子育て支援事業）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 延長保育（時間外保育）事業</li> <li>・ 放課後児童健全育成事業</li> <li>・ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）</li> <li>・ 地域子育て支援拠点事業</li> <li>・ 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）</li> <li>・ 病児保育事業</li> <li>・ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</li> <li>・ 利用者支援事業</li> </ul>

(2) 需要量の算出方法の概要

中間見直しの対象事業の需要量を算出するにあたって、アンケート調査を踏まえ、国の手引き書・ワークシートに基づいて家族ごとの潜在的なニーズや市の実情を勘案しています。

(3) 必要見込み量の概要

現在（平成30年度）の供給量を見積り、供給量と需要量との差から必要となる量（必要見込み量）を算出しています。必要見込み量は供給量から需要量を差し引いた値を表記しています。算出された必要見込み量に対して、施設整備等を実施する中で供給の拡充を行い、計画の最終年度である平成31年度にすべての必要見込み量の確保を図ることに努めます。

## 3

## 就学前児童の学校教育・保育について

## (1) 就学前児童の学校教育・保育の需要量と現状の供給量等

## ①就学前児童の学校教育・保育施設の需要量及び確保方策とこれまでの実績

今回実施をしたアンケート調査により見込んだ需要量と直近の供給量から平成30年度および平成31年度の必要見込み量を新たに算出しました。

需要量の傾向としては、当初計画と比較して0歳は、ほぼ横ばい、1・2歳は、大きく増えており、平成31年度で551人増となっています。また、1号認定は減少傾向にありますが、2号認定は、平成31年度で406人増となっています。

今回実施したアンケート調査では、前回調査と比べ、フルタイム勤務の割合が増加していることや、「母親が就労を希望する子どもの年齢の状況」では、2・3歳での就労希望率が高くなっていることから、保育の利用希望が増加していることが分かります。また、認定こども園や小規模保育施設が利用者に広く浸透したことにより、保育の利用希望が増加したことで、1号認定の需要量が当初計画に比べて減少しています。

この必要見込み量を充足させるために、平成30年度および平成31年度の確保方策を見直しました。

■表 当初計画と見直し後の需要量の比較

(単位：人)

	3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳児)
	1号	2号	2号 (幼稚園)*		
当初計画	5,817	4,222	797	688	2,446
中間見直し後	3,823	4,341	1,084	688	2,997
増減	▲1,994	119	287	0	551

\* 保育の必要があり、かつ、幼児期の学校教育の利用希望が強い人

### 第3章 事業計画の具体的な取り組み

当初計画の就学前児童の学校教育・保育施設の需要量及び確保方策ならびにこれまでの実績については次の表のとおりです。

■表 当初計画の就学前児童の学校教育・保育施設の需要量及び確保方策

(単位：人)

		3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	
		1号	2号	2号 (幼稚園) *			
当初計画	平成27年度	需要量	6,311	4,580	865	733	2,597
		現在の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
		必要見込み量	3,349	▲351	▲865	▲233	▲519
	平成28年度	需要量	6,160	4,471	844	713	2,534
		現在の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
		必要見込み量	3,500	▲242	▲844	▲213	▲456
	平成29年度	需要量	6,046	4,388	829	705	2,504
		現在の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
		必要見込み量	3,614	▲159	▲829	▲205	▲426
当初計画 計画見直し対象年度	平成30年度	需要量	5,932	4,305	813	697	2,475
		現在の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
		必要見込み量	3,728	▲76	▲813	▲197	▲397
	平成31年度	需要量	5,817	4,222	797	688	2,446
		現在の供給量	9,660	4,229	—	500	2,078
		必要見込み量	3,843	7	▲797	▲188	▲368
(累計) 計画の 確保方策	幼保連携型認定こども園	▲907	907	—	60	260	
	小規模保育施設	—	—	—	135	321	
	合計	▲907	907	—	195	581	
(累計) 確保方策の実績	幼保連携型認定こども園	▲1,260	719	—	23	253	
	幼稚園型認定こども園	▲375	120	—	—	—	
	小規模保育施設	—	—	—	97	245	
	公立再編整備による増減	▲1,178	15	—	6	11	
	民間保育園等による確保方策(老朽化に伴う増改築を含む)	—	▲27	—	18	79	
	合計	▲907	827	—	144	588	

\* 保育の必要があり、かつ、幼児期の学校教育の利用希望が強い人



必要見込み量を充足させるために、平成30年度および平成31年度の確保方策を見直したものについては次の表のとおりです。

■表 見直し後の就学前児童の学校教育・保育施設の需要量及び確保方策

(単位：人)

		3～5歳の内			3号 (0歳)	3号 (1・2歳)	
		1号	2号	2号 (幼稚園) *1			
平成30年度	I. 需要量	3,900	4,430	1,107	696	3,047	
	II. 現在の供給量	6,415	5,067		646	2,664	
	III. 必要見込み量	2,515	▲470		▲50	▲383	
	IV. 確保方策	認定こども園	▲20	20		—	6
		認可保育園	—	180		30	90
		小規模保育施設	—	—		10	28
		民間拡充*2 (企業主導型含む)	—	343		89	329
	合計	▲20	543		129	453	
平成31年度	I. 需要量	3,823	4,341	1,084	688	2,997	
	II. 現在の供給量	6,415	5,067		646	2,664	
	III. 必要見込み量	2,592	▲358		▲42	▲333	
	IV. 確保方策	認定こども園	▲86	86		—	6
		認可保育園	—	288		48	144
		小規模保育施設	—	—		10	28
		民間拡充*2 (企業主導型含む)	—	343		89	329
	合計	▲86	717		147	507	

\*1 保育の必要があり、かつ、幼児期の学校教育の利用希望が強い人

\*2 民間拡充は、企業主導型保育事業を含む民間保育施設の受入数拡充です。

認可保育園の整備は、2か年事業になります。(例：平成30年度整備分は、平成32年4月開園となります)

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| I. 需 要 量    | ：平成29年度のアンケート調査を元に算出されるニーズ量    |
| II. 供 給 量   | ：平成30年度の利用定員（予定）を元に算出される施設の供給量 |
| III. 必要見込み量 | ：(II - I)により算出される量。▲は不足を表している。 |
| IV. 確 保 方 策 | ：施設の整備等により、新たに提供される量           |

【確保方策の考え方】

これまで「幼保連携型認定こども園」および「小規模保育施設」の整備によって供給体制の確保を図ってきましたが、幼保連携型認定こども園については、今後において幼稚園から認定こども園への移行を予定している園が少ないこと、また小規模保育施設については、卒園後の連携先確保等が課題となっていることから、見直し後は、次の確保方策を実施します。

- ・新たな認可保育園を整備します。
- ・公立幼稚園の認定こども園移行により、小規模保育施設拡充の障壁のひとつとなっている卒園後の連携先確保を実現することで、小規模保育施設の整備を図ります。
- ・幼稚園から認定こども園への移行を希望する場合は、引き続き円滑に移行ができるように支援をまいります。

なお、平成 31 年度の確保方策は、小規模保育施設の卒園後の連携先確保に取り組み、認可保育園に代えて、小規模保育施設による供給量の確保ができるよう検討をまいります。

また、確保方策を円滑に実施していくため、保育士確保に努めるとともに、保育所用地の確保についても検討をまいります。

● 就学前児童の学校教育・保育体制の施設整備予定

平成 30 年度と平成 31 年度の施設整備は、次の表のような予定を見込んでいます。3号認定については、小規模保育施設と認可保育園の施設整備で、また、2号認定については、認定こども園と認可保育園の施設整備で対応していく予定としています。

リージョン別の施設整備予定は、次ページの表のと通りの予定としています。

■表 3号認定の確保施設数

(単位：箇所)

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	小規模保育	認可保育園	小規模保育	認可保育園
施設数	2	4	2	7

\* 平成 31 年度の確保施設数は、前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量を示しています。

■表 2号認定の確保施設数

(単位：箇所)

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	認定こども園	認可保育園	認定こども園	認可保育園
施設数	1	4	3	7

\* 平成 31 年度の確保施設数は、前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量を示しています。

■表 リージョン別 3号認定の確保施設数

(単位：箇所)

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	小規模保育	保育園	小規模保育	保育園
Aリージョン	—	1	—	1
Bリージョン	—	1	—	2
Cリージョン	—	—	—	—
Dリージョン	2	—	2	1
Eリージョン	—	—	—	—
Fリージョン	—	1	—	2
Gリージョン	—	1	—	1
合計	2	4	2	7

\* 平成 31 年度の確保施設数は、前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量を示しています。

■表 リージョン別 2号認定の確保施設数

(単位：箇所)

	平成 30 年度		平成 31 年度	
	認定こども園	保育園	認定こども園	保育園
Aリージョン	—	1	—	1
Bリージョン	—	1	—	2
Cリージョン	—	—	—	—
Dリージョン	1	—	2	1
Eリージョン	—	—	1	—
Fリージョン	—	1	—	2
Gリージョン	—	1	—	1
合計	1	4	3	7

\* 平成 31 年度の確保施設数は、前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量を示しています。

2 公立再編整備による需給調整数を含めた認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

■表 認定区分別の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策

(単位：人)

	3号		2号
	0歳	1・2歳	3歳～5歳
① 需要量 (平成 31 年度)	688	2,997	5,425
② 確保方策による施設整備後の供給量	793	3,171	5,784
③ 必要見込み量 (②-①)	105	174	359
④ 公立再編整備による増減 (保育所分)	▲40	▲130	▲280
⑤ 必要見込み量・確保方策・公立再編整備による需給調整数の合計 (③+④)	65	44	79

\* ④公立再編整備による増減は、公立再編整備により変動する、公立施設における現在の認可定員からの加減量

### 第3章 事業計画の具体的な取り組み

#### 3 リージョン別の就学前児童の学校教育・保育体制の必要見込み量と確保方策

リージョン別の平成31年度の確保方策としては、新たに保育園の整備や小規模保育施設の整備による確保を行います。

■表 リージョン別 3号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成31年度）

		0歳	1・2歳	合計	
A地域	必要見込み量（平成31年度）	▲2	▲46	▲48	
	確保方策	新規保育園整備	6	18	24
		企業主導型保育事業			
		民間拡充		31	31
小計	4	3	7		
B地域	必要見込み量（平成31年度）	▲3	▲85	▲88	
	確保方策	新規保育園整備	15	45	60
		企業主導型保育事業	6	21	27
		民間拡充		60	60
小計	18	41	59		
C地域	必要見込み量（平成31年度）	21	16	37	
	確保方策	新規保育園整備			
		企業主導型保育事業	16	6	22
		民間拡充			
小計	37	22	59		
D地域	必要見込み量（平成31年度）	▲35	▲99	▲134	
	確保方策	新規保育園整備	6	18	24
		小規模保育施設整備	10	28	38
		企業主導型保育事業	3	6	9
		民間拡充	26	68	94
		幼保連携型認定こども園		6	6
小計	10	27	37		
E地域	必要見込み量（平成31年度）	6	8	14	
	確保方策	新規保育園整備			
		企業主導型保育事業			
		民間拡充			
小計	6	8	14		
F地域	必要見込み量（平成31年度）	▲18	▲93	▲111	
	確保方策	新規保育園整備	15	45	60
		企業主導型保育事業	6	14	20
		民間拡充	10	61	71
小計	13	27	40		
G地域	必要見込み量（平成31年度）	▲11	▲34	▲45	
	確保方策	新規保育園整備	6	18	24
		企業主導型保育事業			0
		民間拡充	22	62	84
小計	17	46	63		
合計	必要見込み量（平成31年度）①	▲42	▲333	▲375	
	確保方策	新規保育園整備	48	144	192
		小規模保育施設整備	10	28	38
		企業主導型保育事業	31	47	78
		民間拡充	58	282	340
		幼保連携型認定こども園	0	6	6
	確保方策 計②	147	507	654	
合計（①+②）	105	174	279		

\* 必要見込み量とは、「アンケート調査で算出した需要量 - 現在の供給量（利用定員）」により算出される量です。▲は不足を表しています。

■表 リージョン別 2号認定の必要見込み量と学校教育・保育の確保方策（平成31年度）

		必要見込み量	
A地域	必要見込み量（平成31年度）	▲56	
	確保方策	新規保育園整備	36
		企業主導型保育事業	
		民間拡充	21
	小計	1	
B地域	必要見込み量（平成31年度）	▲108	
	確保方策	新規保育園整備	90
		企業主導型保育事業	13
		民間拡充	77
	小計	72	
C地域	必要見込み量（平成31年度）	27	
	確保方策	新規保育園整備	
		企業主導型保育事業	11
		民間拡充	
小計	38		
D地域	必要見込み量（平成31年度）	▲110	
	確保方策	新規保育園整備	36
		企業主導型保育事業	
		民間拡充	71
		民間認定こども園	20
	公立幼稚園再編整備（認定こども園移行）	51	
小計	68		
E地域	必要見込み量（平成31年度）	10	
	確保方策	新規保育園整備	
		企業主導型保育事業	
		民間拡充	
		民間認定こども園	15
小計	25		
F地域	必要見込み量（平成31年度）	▲93	
	確保方策	新規保育園整備	90
		企業主導型保育事業	
		民間拡充	68
小計	65		
G地域	必要見込み量（平成31年度）	▲28	
	確保方策	新規保育園整備	36
		企業主導型保育事業	
		民間拡充	82
小計	90		
合計	必要見込み量（平成31年度）①	▲358	
	確保方策	新規保育園整備	288
		企業主導型保育事業	24
		民間拡充	319
		民間認定こども園	35
		確保方策計②	666
	公立幼稚園再編整備（認定こども園移行）③	51	
合計（①+②+③）	359		

\* 必要見込み量とは、「アンケート調査で算出した需要量 - 現在の供給量（利用定員）」により算出される量です。▲は不足を表しています。

### 第3章 事業計画の具体的な取り組み

#### ● 3号認定

計画の見直し後の0歳児と1・2歳児の平成30年度と平成31年度の中学校区別とリージョン別の新たな需要量や必要見込み量については、次の通りとなっています。

■表 見直し後の教育・保育校区別必要見込み量（平成30年度）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳				1・2歳			
		需要量	現在の供給量	必要見込み量		需要量	現在の供給量	必要見込み量	
石切	A	26	33	7	▲2	146	129	▲17	▲50
孔舎衛		16	7	▲9		74	41	▲33	
縄手	B	7	15	8	▲4	79	40	▲39	▲94
枚岡		41	32	▲9		120	168	48	
縄手北		9	21	12		83	58	▲25	
池島		18	9	▲9		82	49	▲33	
縄手南		18	12	▲6		125	80	▲45	
盾津	C	35	72	37	20	280	290	10	9
盾津東		38	21	▲17		98	97	▲1	
玉川	D	49	19	▲30	▲37	167	85	▲82	▲108
英田		49	37	▲12		200	176	▲24	
花園		16	30	14		144	143	▲1	
若江		32	23	▲9		81	80	▲1	
楠根	E	44	49	5	5	176	183	7	7
長栄	F	33	26	▲7	▲20	95	107	12	▲104
新喜多		39	27	▲12		161	106	▲55	
俊徳		10	8	▲2		70	29	▲41	
意岐部		20	37	17		72	111	39	
高井田		31	25	▲6		126	100	▲26	
小阪		49	39	▲10		202	169	▲33	
金岡	G	8	22	14	▲12	51	82	31	▲43
太平寺		15	17	2		48	78	30	
上小阪		53	15	▲38		127	78	▲49	
長瀬		18	10	▲8		87	35	▲52	
弥刀		5	31	26		80	87	7	
柏田		17	9	▲8		73	63	10	
合計		696	646	▲50	▲50	3,047	2,664	▲383	▲383



■表 見直し後の教育・保育校別必要見込み量（平成31年度）

中学校区	リージョン	3号							
		0歳			1・2歳				
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	需要量	現在の供給量	必要見込み量		
石切	A	26	33	7	▲2	144	129	▲15	▲46
孔舎衛		16	7	▲9		72	41	▲31	
縄手	B	7	15	8	▲3	77	40	▲37	▲85
枚岡		41	32	▲9		118	168	50	
縄手北		8	21	13		82	58	▲24	
池島		18	9	▲9		81	49	▲32	
縄手南		18	12	▲6		122	80	▲42	
盾津	C	34	72	38	21	276	290	14	16
盾津東		38	21	▲17		95	97	2	
玉川	D	48	19	▲29	▲35	164	85	▲79	▲99
英田		49	37	▲12		198	176	▲22	
花園		16	30	14		141	143	2	
若江		31	23	▲8		80	80	0	
楠根	E	43	49	6	6	175	183	8	8
長栄	F	33	26	▲7	▲18	93	107	14	▲93
新喜多		38	27	▲11		159	106	▲53	
俊徳		10	8	▲2		69	29	▲40	
意岐部		20	37	17		71	111	40	
高井田		31	25	▲6		124	100	▲24	
小阪		48	39	▲9		199	169	▲30	
金岡	G	8	22	14	▲11	50	82	32	▲34
太平寺		15	17	2		47	78	31	
上小阪		53	15	▲38		124	78	▲46	
長瀬		17	10	▲7		86	35	▲51	
弥刀		5	31	26		78	87	9	
柏田		17	9	▲8		72	63	▲9	
合計		688	646	▲42	▲42	2,997	2,664	▲333	▲333

第3章 事業計画の具体的な取り組み

● 1号・2号認定

■表 見直し後の教育・保育校別必要見込み量（平成30年度） 1号・2号 （単位：人）

中学校区	リージョン	1号			2号					
		幼稚園			需要量		現在の供給量	必要見込み量		
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	保育認定【認定こども園・保育所(園)】	幼稚園利用希望				
石切	A	238	440	202	156	155	68	237	14	▲64
孔舎衛		201	155	▲46		80	70	72	▲78	
縄手		81	15	▲66		94	40	54	▲80	
枚岡	B	250	164	▲86	285	291	18	309	0	▲129
縄手北		157	356	199		126	25	90	▲61	
池島		116	205	89		65	31	112	16	
縄手南	C	75	224	149	116	146	35	177	▲4	12
盾津		361	525	164		419	70	687	198	
盾津東		204	156	▲48		279	54	147	▲186	
玉川	D	197	140	▲57	291	198	30	164	▲64	▲129
英田		240	426	186		274	53	384	57	
花園		139	323	184		182	70	254	2	
若江	E	162	140	▲22	277	156	29	61	▲124	5
楠根		353	630	277		284	69	358	5	
長栄		71	195	124		182	31	166	▲47	
新喜多	F	167	774	607	1,180	163	44	185	▲22	▲120
俊徳		39	255	216		78	18	32	▲64	
意岐部		38	0	▲38		184	25	212	3	
高井田	G	184	311	127	210	91	68	204	45	▲45
小阪		172	316	144		300	41	306	▲35	
金岡		44	240	196		78	36	185	71	
太平寺	G	27	90	63	210	92	30	165	43	▲45
上小阪		137	193	56		188	56	147	▲97	
長瀬		54	0	▲54		94	43	75	▲62	
弥刀	G	115	15	▲100	210	111	31	171	29	▲45
柏田		78	127	49		120	22	113	▲29	
合計		3,900	6,415	2,515	2,515	4,430	1,107	5,067	▲470	▲470

■表 見直し後の教育・保育校別必要見込み量（平成31年度） 1号・2号 （単位：人）

中学校区	リージョン	1号			2号					
		幼稚園			需要量		現在の供給量	必要見込み量		
		需要量	現在の供給量	必要見込み量	保育認定【認定こども園・保育所(園)】	幼稚園利用希望				
石切	A	233	440	207	165	151	67	237	19	▲56
孔舎衛		197	155	▲42		78	69	72	▲75	
縄手		79	15	▲64		92	39	54	▲77	
枚岡	B	244	164	▲80	301	285	18	309	6	▲108
縄手北		153	356	203		122	24	90	▲56	
池島		113	205	92		63	30	112	19	
縄手南	C	74	224	150	127	143	34	177	0	27
盾津		354	525	171		410	69	687	208	
盾津東		200	156	▲44		274	54	147	▲181	
玉川	D	193	140	▲53	305	195	29	164	▲60	▲110
英田		235	426	191		269	51	384	64	
花園		136	323	187		178	69	254	7	
若江	E	160	140	▲20	284	154	28	61	▲121	10
楠根		346	630	284		279	69	358	10	
長栄		69	195	126		178	30	166	▲42	
新喜多	F	164	774	610	1,192	160	42	185	▲17	▲93
俊徳		39	255	216		76	18	32	▲62	
意岐部		37	0	▲37		179	24	212	9	
高井田	G	181	311	130	218	90	67	204	47	▲28
小阪		169	316	147		293	41	306	▲28	
金岡		43	240	197		77	35	185	73	
太平寺	G	26	90	64	218	91	29	165	45	▲28
上小阪		135	193	58		184	55	147	▲92	
長瀬		53	0	▲53		93	42	75	▲60	
弥刀	G	113	15	▲98	218	108	30	171	33	▲28
柏田		77	127	50		119	21	113	▲27	
合計		3,823	6,415	2,592	2,592	4,341	1,084	5,067	▲358	▲358

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保方策の見直しについて

① 一時預かり事業

【当初事業計画書 P92】

■表 当初計画の一般型の必要見込み量と確保方策

(単位：人日、人)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	見直し対象		
					平成 30 年度	平成 31 年度	
需要量	2号認定による定期的な利用（人日）	211,719	206,668	202,850	199,031	195,172	
	上記以外（預かり保育と2号認定による定期的な利用以外）（人日）	72,695	70,882	69,968	69,073	68,156	
現在の供給量（上記以外のみ）（人日）		18,718	18,718	18,718	18,718	18,718	
必要見込み量		人日	▲53,977	▲52,164	▲51,520	▲50,355	▲49,438
		人*	▲374	▲362	▲355	▲349	▲343
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）（人日）	14,544	25,776	39,168	49,680	59,760	

■表 当初計画の一般型の確保方策の内訳

(単位：人日)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	見直し対象	
				平成 30 年度	平成 31 年度
子育て支援センター	—	—	1,440	1,440	2,880
公立幼稚園	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
認定こども園	2,880	7,200	7,200	7,200	7,200
民間保育園	4,320	8,640	14,400	20,160	25,920
公立認定こども園	—	—	2,880	4,320	5,760
民間幼稚園	720	1,440	2,880	4,320	5,760
その他の施設	2,304	4,176	6,048	7,920	7,920
合計	14,544	25,776	39,168	49,680	59,760

\* 平成 28 年度以降の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

■表 一般型の確保方策の内訳の実績

(単位：人日)

	実績		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
子育て支援センター	—	—	2,016
公立幼稚園	2,400	2,400	2,400
認定こども園	7,696	7,696	7,696
民間保育園			
公立認定こども園	—	—	2,880
民間幼稚園			
その他の施設			
公立保育所	2,880	2,880	2,880
合計	12,976	12,976	14,992

\* 平成 28 年度以降の実績は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

見直し後の平成 30 年度と平成 31 年度の一時預かり事業の必要見込み量と確保方策は、次のようになっています。

■表 見直し後の一般型の必要見込み量と確保方策

(単位：人日、人)

		平成 30 年度	平成 31 年度
需要量	2号認定による定期的な利用（人日）*1	226,305	221,773
	上記以外（預かり保育と2号認定による定期的な利用以外）（人日）	79,754	78,696
現在の供給量（上記以外のみ）（人日）		33,710	33,710
必要見込み量	人日	▲46,044	▲44,986
	人*2	▲319	▲312
確保方策	一時預かり事業（在園児対象型を除く）（人日）*3	26,208	46,368

\*1 2号認定は教育・保育施設で対応するため必要見込み量には影響しません。2号認定による定期的な利用とは、現在、幼稚園を利用されている方で長時間の預かりを必要とする方です。

\*2 一般型の一時預かりについては週3日程度の利用を想定しています。

\*3 平成 31 年度の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

■表 見直し後の一般型の確保方策の内訳

(単位：人日)

	見直し後	
	平成30年度	平成31年度
子育て支援センター		
公立幼稚園		
認定こども園	11,520	18,720
民間保育園	10,080	21,600
公立認定こども園	2,880	4,320
民間幼稚園		
その他の施設	1,728	1,728
公立保育所		
合計	26,208	46,368

\* 平成31年度の確保方策は前年度までに見込んだ分を含めて、積み上げた量で示しています。

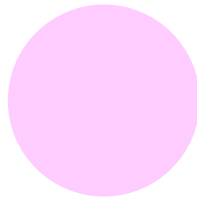
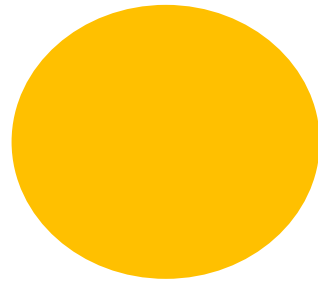
見直し後の一時預かり事業における確保方策は、認定こども園や民間保育園の活用による見込み量の確保を行います。

#### 【確保方策の考え方】

- ・新たに整備する民間保育所で一時預かりを実施します。
- ・新たに開設する公立認定こども園で一時預かりを実施します。
- ・小規模保育施設で余裕活用型の一時預かりを実施します。
- ・つどいの広場で一時預かりを実施します。
- ・既存の認定こども園、保育園で受入数の拡充に努めます。



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品



## 第4章 今後の展望について

---



市内の認定こども園、保育所、幼稚園に通う園児の作品





### (1) 保育需要量について

平成29年6月に国の新たな待機児童解消計画として「子育て安心プラン」が発表されました。「子育て安心プラン」の中では、就業率のM字カーブを解消するため、平成30年度から平成34年度末までの5年間で女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿確保が謳われています。さらには、社会情勢の変化や女性就業率の上昇等に伴い、保育の利用申込者数は年々増加していることから、喫緊の課題である待機児童解消のための取組を一層強化し、推進していく必要から、女性の就業率80%に対応できる保育の受け皿整備を、平成32年度末までに前倒しして実施していくことが求められています。

本市の女性の就業率は、平成27年度62.1%であることを鑑みると、女性の社会進出にともない保育需要量は、さらに増えると見込まれます。加えて、幼児教育と保育の無償化や配偶者控除の見直しも今後予定されることから、より一層の保育需要の喚起が予想されます。

一方、少子化による就学前児童数の減少傾向も見受けられることから、今後の保育需要の変化を注視し、既存施設の受け入れ体制を拡充していくような工夫も必要となります。

### (2) 就学前児童の学校教育・保育に携わる人員の確保策について

保育士等（保育教諭、保育士）の不足は東大阪市だけの課題ではなく、全国的な流れとなっており、保育士等の確保については様々な確保策が行われています。また、平成29年度からは、保育士等の処遇改善の更なる充実も図られており、国を始め、各市町村が一層力を入れています。

東大阪市においても、当初計画に掲げたようなマッチング事業を積極的に実施するとともに、市独自の手当を実施したり、市内の保育園、認定こども園で働く保育士等の子どもを対象として入所選考の加点を行うなど、様々な支援策の充実に努めています。

また、保育に従事する人を増やすため、子育て支援員養成研修を実施し、子育て支援員の養成にも努めていますが、現状では保育士等の不足の解消にはほど遠い状況となっています。

加えて、都市間でも保育士確保の競争状態となっており厳しい状況となっています。このような中で、今回の中間見直しで新たな認可保育園や小規模保育施設を整備することから、他市の取り組み状況を把握し、国の保育士確保事業の活用等を検討してまいります。また、保育士等の養成機関のみならず、学生や潜在保育士等に直接的な働きかけを行うなど、保育士等の確保について積極的な取り組みを進めてまいります。

### (3) 就学前児童の学校教育・保育の質の確保について

東大阪市では、新制度施行以降、認定こども園や小規模保育施設の施設整備を進め、市内の施設数を大幅に増やしてきました。また、最近では、企業主導型保育事業が導入され、市としては認可外保育施設の数も大幅に伸びてきています。

このような中、子どもがよりよく育つために保育の質の確保にも十分に配慮を行う必要があります。

## 第4章 今後の展望について

巡回保育士による施設のフォローなどを通して、保護者が安心して子どもを預けることができる環境づくりが求められます。

### 本市の保育士等確保の取り組み

#### ★ 保育士等人材マッチング事業

潜在している保育士等や保育士課程・幼稚園課程を卒業予定の学生を対象に、市内認定こども園、保育園への就労につながるよう就職合同説明会を実施しています。

##### 【開催概要】

平成 27 年 10 月 31 日(土)	東大阪市社会福祉施設団体連絡会主催の福祉のお仕事合同説明会に子どもすこやか部共催部分として実施
平成 28 年 7 月 9 日(土)	市の人材マッチング事業として実施 参加法人 市内 16 法人 23 園
平成 29 年 7 月 8 日(土)	市の人材マッチング事業として実施 参加法人 市内 17 法人 23 園

#### ★ 子育て支援員養成研修の実施

保育の多様な担い手確保を目的として、保育所（園）・認定こども園等で保育士に代わって働くことができる子育て支援員の活用を開始し、平成 28 年度から養成研修を実施しています。

また、研修修了者が円滑に就職できるように、市内認定こども園・保育所（園）の情報を取りまとめて提供するなど、就労にむけた支援も行っています。

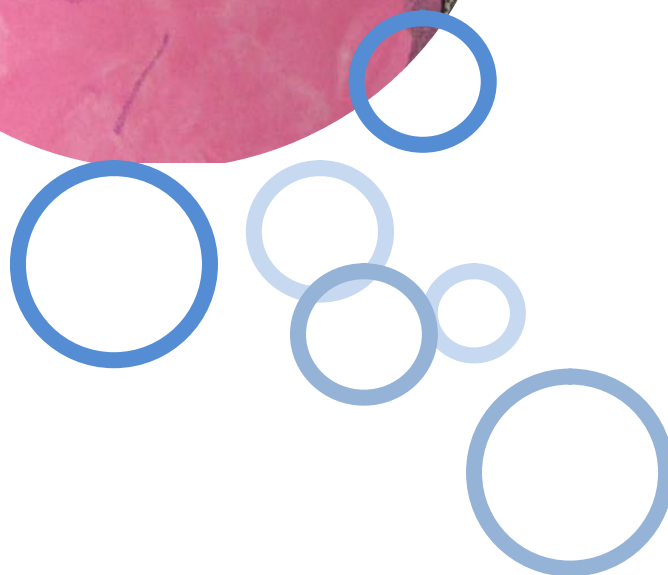
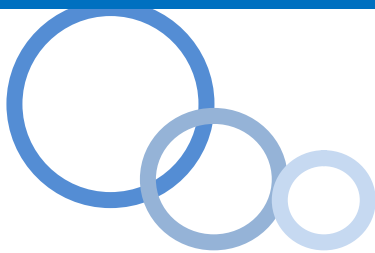
##### 【研修概要】

平成 28 年度	80 名定員で実施（40 名定員 2 コース）
平成 29 年度	120 名定員で実施（40 名定員 3 コース）

#### ★ 保育士等に対する市独自の人件費手当ての支給

東大阪市では、保育士等の処遇を改善するため、原則、正規職員の保育士等 1 人当たり月 1 万円の人件費補助を実施しています。

保育士等の不足は、全国的な課題となっており、今後、増加すると見込まれる保育需要に対応するためには、保育士等確保策の取り組みが重要と考えられます。今後も、保育士等の確保に向け、効果的な手法について検討をしてまいります。



東大阪市子ども・子育て支援事業計画  
別冊 中間見直し

発行 平成30年3月

東大阪市 子どもすこやか部

子ども子育て室 施設指導課

大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3201

FAX 06-4309-3817